

平成 24 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 1

平成 25 年 3 月 21 日（木曜日）

建設環境委員会会議録

平成25年3月21日 木曜日

午後 0時05分開議

午後 0時31分閉議（実時間 26分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・生活環境に関する諸問題の調査

（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

（PM2.5注意喚起時等の情報伝達方法について）

○本日の会議に出席した者

委員長	田方芳信君
副委員長	堀口晃君
委員	大倉裕一君
委員	田中安君
委員	中村和美君
委員	橋本幸一君
委員	増田一喜君
委員	松浦輝幸君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

環境部長	福田晃君
環境部理事兼	今井晃君
環境課長	
環境センター建設課長	小橋孝男君
環境センター副主幹兼	南浩一君
環境センター建設係長	

○記録担当書記 寺原哲也君

（午後 0時05分 開会）

○委員長（田方芳信君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

◎生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（田方芳信君） 本日は、生活環境に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

なお、先日の委員会招集にてお知らせしておりました案件以外にも、お手元配布のレジュメのとおり、項目を1件追加しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、八代市環境センター建設事業の進捗状況について、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

○環境部長（福田晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 福田部長。

○環境部長（福田晃君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

議会終了後の貴重な時間ではございましたが、環境部から急いで報告すべき事項が、ただいま委員長が申されましたほかにも、もう1点ございまして、合計2点ございましたので、委員会を開催していただきました。まことにありがとうございます。

早速ですが、担当課長のほうから説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは、先日の御報告に引き続きまして、八代市環境センターの環境影響評価の手続き、

それから今後の流れにつきまして、御説明をいたします。座って説明をさせていただきます。

お手元のパンフレットがございます。それに基つきまして御説明を申し上げます。

まず、パンフレットの八代市環境センター建設事業に伴う環境影響評価の手続きについてというタイトルがございます。そこに、これの趣旨とそれから目的について書いております。最初の7行だけ読ませていただきます。

環境影響評価（環境アセスメント）とは、開発事業を行うにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、地域住民の方々の意見を聞きながら、環境の保全についてあらかじめよく考え、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度でございます。

熊本県では、こうした環境影響評価の一連の手続きについて、熊本県環境影響評価条例を定め、平成13年度から実施しております。対象事業は、一定規模以上の道路、ダム、鉄道、ごみ処理施設など、20事業が対象となります。ごみ処理施設の場合、処理能力が1時間に4トン以上、または1日に100トン以上の事業が対象となっております。こういったことから、今回の環境センターが134トンでありますことから、対象となるということでこれまで手続きをしてまいりました。

本日御報告いたします段階でございますが、下のほうに方法書、準備書、評価書という3つの段階がございます。この中で、真ん中の準備書の段階で、現在この段階と書いております、この準備書の公告・縦覧について現在手続きを行っております。

前回の委員会の中で御報告いたしました日程につきましては、この公告・縦覧につきまして、来週の26日、火曜日から縦覧を開始いたします。1カ月間でございます。それから、その1カ月間の中で、隣に書いてあります説明会の開催ということで、これが住民説明会となります。

この1カ月間の中で、住民から意見をいただいて、その後に、右下のほうに知事意見というものがありますが、最終的にこういった、知事は住民の皆さんの意見等を踏まえて、事業者に見解を述べますということになっております。この知事意見をいただきますのが、大体ことしの8月、9月あたりかなと考えております。

それでは、裏のページの御説明をいたします。まず、1点目に環境保全対策の概要と書いております。項目につきましては、煙突排ガス対策、それから騒音・振動対策、それから排水対策、悪臭対策、それから環境全般への配慮ということで、環境保全対策の概要をまとめております。この中には、においでありますとか、煙突から出ます大気のこととありますとか、それから環境への配慮はこのようなことを考えておりますとか、そのような項目を書いております。

それでは2番目に、調査しました項目、それから調査の結果、それから将来の予測・評価、このことについてまとめております。実際はここがございます、このような項目で調査を行っております。これが縦覧をする正本なんです、これを、ここに表にまとめております、大気質、騒音、悪臭、水質、動植物、景観、その他というところでまとめております。

大気質につきましては、現況調査結果がこのようにまとめてあります。硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び塩化水素、降下ばいじんは、全ての地点において環境基準等を下回っておりますという結果が出ております。それに対しまして、予測・評価ですが、建設機械の稼働による予測結果は、大気汚染に係る環境基準等を下回ります。資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の運行による予測結果は、大気汚染に係る環境基準を下回ります。施設の稼働による予測結果は、煙突排ガスの自主規制値を遵守することで、大気汚染に係る環境基準及び塩化水素の指針値を下回りますとい

うふうに予測をしております。

騒音以下につきましても、結果といたしまして全て基準値を下回りますという予測を立てております。

それから、右側の動植物、生態系でございますが、確認された主な重要な動物ということで、ここに今、6つの例を挙げております。まず、クロツラヘラサギ、アカアシシギ、ホウロクシギ、オサガニ、それからハクセンシオマネキ、マルテンスマツムシということで、このようなものが確認されておりますということです。それから、これに対しまして、本事業の実施による重要な種への影響は小さいと予測いたしますということです。

それから、次に景観ですが、環境センターが建った場合にどのような感じで景観があるかということで、現況と施設完成後ということで予測をしております。このようなやわらかいイメージになるようにということで計画をしております。

それから、その他の項目ですが、ここに、土壌と、人と自然との触れ合いの活動の場、——この人と自然との触れ合いの活動の場というのは、外港にあります県営球場でありますとか、テニスコートでありますとか、そういった人が集まる所ですね、そこへの影響を調べたものです。

それから、廃棄物等、温室効果ガス、それから自然災害時の安全ということで、その他の中でも、この5つの項目を調べております。この中で、下から2段目の温室効果ガスですが、環境センターは、今発電を計画しております。それで、その発電を計画するという大前提で今後計画を進めてまいります。概要としてこのように書いております。施設の廃熱を利用した発電、敷地内緑化等の実施により、間接的に温室効果ガスの発生量が削減される事で、地球環境への負荷が現状より軽減されますというふうに

書いております。トータルCO₂という考え方でございます。

それから、一番最後に自然災害時の安全ですが、海岸に立地しますこの環境センターですが、想定される災害に対して、建物の敷地高やごみ投入口の高さ等への配慮により、貯留廃棄物の流出は生じなくなりますということで、高さを調整することで、ピットにたまりましたごみが外に飛び出さないように、流れ出ないようにということに計画してまいります。

以上でございますが、概要について説明を終わらせていただきます。

○委員長（田方芳信君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。よくできていると思います。この中で、意見書の提出方法というやつがございますですね。で、この意見書の取り扱い方について、いろんな所からいろんな形で出てきた時に、どのような形で対応いくのかという部分をお聞かせいただきたいんです。

○委員長（田方芳信君） 南係長。

○環境センター副主幹兼環境センター建設係長（南 浩一君） はい。お答えいたします。まず、意見書の期日をまず定めておりまして、これは5月の10日までということで、まず、様式は任意でございますけども、まず、環境センター建設事業評価準備書という記名をしていたら、そのあと氏名、住所等を書いていただいて、今回縦覧いたします書類の中の準備書に対しましての環境保全の見地からの御意見、一ですので、まあ、その内容等に疑問点、御意見等があった場合、日本語にて文書にて出していただくという形になります。その文書の内容が、私たちの環境センターのほうに送られてまいりますと、その意見につきまして、このあと縦覧

が終わりますと、県知事のほうへ送付をいたしますが、その事業者の見解書といたしまして、その意見を添えて県のほうに出しまして、あとは、この県の組織でございます、県の審査会のほうで今回八代市が提出いたします準備書の審議が行われるというような形になりまして、最終的には県知事意見という形で出てまいります。以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。提出された方については、その旨の説明とかいうふうな部分はちゃんと返される、フィードバックするのかな。

○委員長（田方芳信君） 南係長。

○環境センター副主幹兼環境センター建設係長（南 浩一君） はい。案件ごとの御回答というのは、なかなかできませんで、これは評価書の段階で、事業者意見として記載するようになっておりますので、評価書の段階でしか文言としては出てまいりません。その間の審議の内容につきましては、残念ながら、いただいた意見に対して、すぐ御意見を返すことができません。以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。結果的にその意見を述べるんだけど、その意見述べたけどもそれが、じゃ、私の意見はどうなったのっていうことは、住民の皆さんとか意見を述べられた方については、何もお知らせすることがないっていうことですよね。

○委員長（田方芳信君） 南係長。

○環境センター副主幹兼環境センター建設係長（南 浩一君） はい。一応その事業者見解というのは作りますが、その事業者の意見も踏まえて、県の審査会のほうの先生方が御判断をされて、その事業者に対する意見が間違っているかどうかというのもですね、審査会の先生方が判断をしていただきます。その判断をもって、御回答することが、実際には正しいことではな

いかと思っておりますので、市の判断がもし住民さんが思ってた内容と違った場合ですね、これは、県の審査会の先生方が代弁していただいて判断をされるということになります。それでもやはり、内容的に不備ということになりますと、先ほど準備書の中の段階に書いてあります県の公聴会というのが設けられますので、その中でまた公述をしていただくような形にもなるかもしれません。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 大変お疲れさまでございました。もういよいよ準備書ということですが、まあこれから、いろんな知事の意見書前ということですが、この前、先般、国交省から南海地震の非常に厳しいようなシュミレーションが出されとっです。あれが今回の、この環境アセスの中で、災害時対応というような流れの中で、その、突発的に出てくる可能性というのはどう考えられますか。

○委員長（田方芳信君） 南係長。

○環境センター副主幹兼環境センター建設係長（南 浩一君） はい。まず、あの、南海地震の情報だけでは、今のところ客観的なデータは公表されておられません関係上、今後準備書、評価書にいく段階で、詳しいデータが出てまいりましたら、評価をしていく形になりますが、現段階の準備書の中では、今、布田川・日奈久断層の旧情報までのものしか評価をしておりません。ですので、新しい情報が、県もしくは市のほうの防災のほうから出てまいりましたら、正しく評価をしていくというようなことになると思います。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） その段階、まあ非常に厳しいような条件提示がされた場合について、その環境アセスがひょっとすれば遅れる可能性

っていうのも考えぬといかぬってことですかね。

○委員長（田方芳信君） 南係長。

○環境センター副主幹兼環境センター建設係長（南 浩一君） まず、アセスメント自体の、本来はですね、今回の自然災害というのは、任意にふやした評価項目でございますが、県のほうでは、実際はこのアセスメントで自然災害というのはもともとなかった項目でございました。これは、県知事意見のほうで追加をされたものでありまして、できる限りのものでの評価をしています。ただし、実際の施設の安全性等につきましては、今後事業者選定を進めていく関係上、事業者が決まりましてからですね、正しい情報を与えまして、設計に反映していくような形になると思います。

○委員長（田方芳信君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい。今後の推移を見たいと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。ただいま御説明いたしましたパンフレットは、縦覧の時も一緒に置きますけども、本日、先ほど届いたばかりなんですけど、この厚い縦覧の正本とは別に、もっと分りやすくまとめました要約書というのを作っております。これを委員会の委員の皆様にお配りしてよろしいでしょうか。

○委員長（田方芳信君） はい、お願いします。
（書記、資料配布）

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 一言だけお願いがありまして、26日から縦覧をする関係上、よろしかったら月曜日まではお手元に置いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。住民の皆様には26日から縦覧を行います。よろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） ということで、よろしくお願いいたします。

◎生活環境に関する諸問題の調査（PM2.5 注意喚起時等の情報伝達方法について）

○委員長（田方芳信君） 次にPM2.5 注意喚起時等の情報伝達方法について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 今井課長。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） はい。環境課の今井です。それでは、座りまして説明させていただきます。

それでは、環境課から、PM2.5 注意喚起時等の情報伝達方法について御説明いたします。PM2.5につきましては、先週11日の建設環境委員会で御説明したところでございますが、同じ日の11日に開催されました、県の担当者会議を踏まえまして、翌12日に庁内の関係課が集まりまして、PM2.5の情報伝達方法について改めてその方法等を確認し、情報交換を行いました。その後、先週15日に、当面の情報伝達方法の方針について定めましたので御説明をいたします。

資料1ページ、まず、光化学スモッグ注意報等が発令された場合でございますけども、光化学スモッグにつきましては、資料4ページの参

考資料をつけておりますが、光化学オキシダントが0.12ppm以上になりますと、眼や鼻、喉に影響が出るとされておりまして、健康被害を防止する観点から、県が注意報を発令いたします。この場合は、PM2.5の注意喚起が県内全域に行われるのとは異なりまして、2ページにありますとおり、地域ごとに発令がなされます。なお、近年では、平成18年度に県内初の注意報が熊本市で発令されましたが、その後、平成21年度の菊池、阿蘇地域を最後に注意報は発令されていない状況でございます。

市では、光化学スモッグ注意報が発令された場合は、3ページにございます、情報伝達網に従いまして、これまでどおり市民や関係施設に対して、情報伝達を行うことといたしております。

次に、PM2.5の注意喚起でございますが、前回説明しましたとおり、資料6ページにあります熊本県の対応方針により注意喚起が行われます。具体的には、午前5時から7時までの間、県内18局のうち1局でも85マイクログラムを超える場合に、国の暫定指針値、一日平均70マイクログラムを超える可能性があるとの判断が下され、県内全域を対象に注意喚起が行われます。そこで、本市の対応でございますが、3月5日に全国で初めて熊本県がPM2.5の注意喚起を行ったわけですが、その際、市では情報伝達網に従いまして、関係施設への伝達のほか、緊急情報配信メールや防災無線等を利用しまして、情報提供を行ったところでございます。しかしながら、3月5日は荒尾市のデータをもとに注意喚起がなされておりまして、その際、本市は特に高い濃度ではございませんでした。また、市民からの問い合わせ等でも、そのような御指摘がいただいております、本市としましては、過度な心配あるいは不安をあおるような状況は避けるべきではないかとの考えから、PM2.5の注意喚起が行われた場合の本

市の情報伝達につきましては、当面の間、場合分けの対応を行うことといたしました。

資料1ページの2の①でございますが、市内3カ所あります、PM2.5の測定局のうちいずれかのデータをもとに県が中期喚起を行った場合は、本市において国の暫定指針値を超える可能性があると判断し、光化学スモッグ注意報発令時と同様、防災無線等を利用し、情報伝達を行います。また、この場合、旧八代市内の防災無線は、聞き取りにくい等の苦情がっておりますことから、防災無線を保管する者としてしまして、特に住宅が多いような場所については、広報車による広報を新たに予定しているところでございます。

次に、この前の注意喚起のように市外の測定局をもとに注意喚起が行われた②のような場合は、先ほど御説明したとおり、過度な心配や不安をあおらないよう防災無線は使わずに、これ以外の方法により周知を行いたいと考えております。市としましては、当面この方法をやっていく予定としていますが、また、本日は八代市医師会のほうから御紹介をいただいた、呼吸器系の先生方とPM2.5の健康被害に関しましてお話を伺う予定にしております。本件につきましては、今後もしろんな方々に御相談をさせていただきながら、これらに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（大倉裕一君） いいですか。

○委員長（田方芳信君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。すみません。情報伝達網の確認をさせてもらいたかったんですけど、八代市で超えた場合は、防災無線も活用してということですね。超えなかった場合で、例えば他市のほうで超えて注意喚起が行われたと。

②の場合、具体的にどの連絡網を活用されるのか、この伝達網の図式図で御説明いただければと思いますが。

○環境部理事兼環境課長(今井 晃君) はい。一応……

○委員長(田方芳信君) 今井課長、手挙げて。

○環境部理事兼環境課長(今井 晃君) はい。

○委員長(田方芳信君) 今井課長。

○環境部理事兼環境課長(今井 晃君) はい。防災無線以外の方法で全部伝達をしたいと考えております。

○委員長(田方芳信君) 大倉委員。

○委員(大倉裕一君) はい。防災無線以外の方法ってということでありますと、エフエムやつしろ、それから、緊急情報のメールは使われるということですね。それと、防災関係のルート、こども未来課からのルート、学校教育課へのルート、広報広聴課の庁内放送、そういった形になるということでよろしいですか。

○委員長(田方芳信君) 今井課長。

○環境部理事兼環境課長(今井 晃君) はい。そのようにしたいと考えております。

○委員長(田方芳信君) 大倉委員。

○委員(大倉裕一君) そこでですね、昨年の豪雨時のときに、防災安全課からエフエムに流れた時に、エフエムのほうで若干放送までに時間がかかったってことがあるんですね。そういったものがありますので、関係各課とはきちんと連絡ルートの確認は再度押さえとっていただきたいと。そういった放送等にですね、遅延がないようにお願いをしときたいというふうに思いますので、もし意見があられたらその点についてお願いします。

○環境部長(福田 晃君) 委員長。

○委員長(田方芳信君) 福田部長。

○環境部長(福田 晃君) はい。ただいま八代市でPM2.5の値が超えなかった場合ということで、八代市以外の所で超えた場合という

想定でございますけども、その場合ですね、もともと熊本県のほうが注意喚起を行いますので、当然テレビとかラジオとかニュースで流れるはずです。一応そこを私どもも前提としておりまして、今、今井が申しましたような、選択制をとらせていただきます。

以上です。

○委員長(田方芳信君) よろしいですか。

○委員(大倉裕一君) はい。

○委員長(田方芳信君) ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) なければ、以上で、PM2.5注意喚起時等の情報伝達方法についてを終了します。

ほかに、当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) なければ、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会します。

(午後 0時31分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年3月21日

建設環境委員会

委員長